

岩見沢市視力障害者福祉センター条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

条例に規定する岩見沢市視力障害者福祉センターの位置の表記と、現在の同センターの位置の表記に相違があるため、正しい表記に変更する。

第2 改正の内容

岩見沢市視力障害者福祉センターの位置を「岩見沢市7条西5丁目5番1」から「岩見沢市7条西5丁目5番地11」に改める。

第3 施行期日

公布の日

岩見沢市条例第 3 1 号

岩見沢市視力障害者福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 1 2 月 2 2 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市視力障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

岩見沢市視力障害者福祉センター条例（平成元年条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「 5 番 1 」を「 5 番地 1 1 」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。